

女性労働者の 母性健康管理のために



平成19年3月
厚生労働省 雇用均等・児童家庭局

目 次

| | |
|--|----|
| はじめに | 1 |
| I 働く女性の母性健康管理、母性保護に関する法律のあらまし | |
| i 男女雇用機会均等法における母性健康管理の措置 | |
| 1 保健指導又は健康診査を受けるための時間の確保 (法第12条関係) | 2 |
| 2 指導事項を守ることができるようにするための措置 (法第13条関係) | 6 |
| 母性健康管理指導事項連絡カード | 14 |
| 3 妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止 (法第9条関係) ... | 16 |
| 4 紛争の解決 (法第15条～第27条関係) | 17 |
| 5 行政指導の実施及び企業名の公表 (法第29条、第30条、第33条関係) | 17 |
| ii 労働基準法における母性保護規定 | 18 |
| II 母性健康管理 Q & A | 20 |
| III 母性健康管理の措置に関する社内体制の整備 | 22 |
| IV 参考資料 | |
| i 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等 に関する法律 (抄) | 26 |
| ii 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等 に関する法律施行規則 (抄) | 27 |
| iii 妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査 に基づく指導事項を守ることができるようにするために事 業主が講ずべき措置に関する指針 | 28 |
| iv 労働基準法 (抄) | 29 |
| v 女性労働基準規則 (抄) | 29 |
| vi 母性健康管理を進める体制 | 31 |

はじめに

女性の職場進出が進み、妊娠中または出産後も働き続ける女性が増加するとともに、少子化が一層進行する中で、職場において女性が母性を尊重され、働きながら安心して子どもを産むことができる条件を整備することは、重要な課題です。

こうした課題に対処するため、男女雇用機会均等法では、事業主の義務として、妊娠中又は出産後の女性労働者が健康診査等を受けるための時間を確保し、その女性労働者が医師等の指導事項を守ることができるように勤務時間の変更などの措置を実施しなければならないことを定めています。また、平成18年6月に男女雇用機会均等法が改正され、平成19年4月1日より、こうした措置が講じられず、是正指導にも応じない場合、企業名公表の対象となるとともに、紛争が生じた場合、調停などの紛争解決援助の申出を行うことができることとなりました。さらに、労働基準法には、産前産後休業や危険有害業務の就業制限等女性労働者の妊娠、出産等に関する保護規定があります。

1人1人の女性労働者の状況に応じた的確な母性健康管理の推進のためには、事業主、女性労働者、医師の連携が欠かせないことから、厚生労働省では「母性健康管理指導事項連絡カード」の利用をお勧めしています。

このパンフレットでは、職場における母性健康管理を推進するために役立つ情報を取りまとめているので、各事業所においては、これを御活用いただき、法に沿った取組をお願いいたします。



I 働く女性の母性健康管理、母性保護に関する法律のあらまし

i 男女雇用機会均等法における母性健康管理の措置

1 保健指導又は健康診査を受けるための時間の確保（法第12条関係）

事業主は、女性労働者が妊産婦のための保健指導又は健康診査を受診するために必要な時間を確保することができるようにしなければなりません。

女性は、妊娠すると、母体や胎児の健康のため、妊産婦のための保健指導又は健康診査を受ける必要がありますが、女性労働者の場合には受診の時間を確保することが困難な場合があることから、必要な時間の確保を事業主に義務づけることとしたものです。

ここでいう妊産婦とは、妊娠中及び産後1年を経過しない女性をいいます。

イ 対象となる健康診査等

この法律でいう保健指導又は健康診査とは、妊産婦本人を対象に行われる産科に関する診察や諸検査と、その結果に基づいて行われる個人を対象とした保健指導のことです。（以下「健康診査等」といいます。）

ロ 確保すべき必要な時間

事業主は、女性労働者からの申出があった場合に、勤務時間の中で、健康診査等を受けるために必要な時間を与えなければなりません。

- 健康診査等に必要な時間については、

- ① 健康診査の受診時間
- ② 保健指導を直接受けている時間
- ③ 医療機関等での待ち時間
- ④ 医療機関等への往復時間

をあわせた時間を考慮にいれて、十分な時間を確保できるようにしてください。

- なお、女性労働者が自ら希望して、会社の休日等に健康診査等を受けることを妨げるものではありません。

以下、回数や方法について詳しく説明していきます。

なお、女性労働者が希望する場合には、母親学級や両親学級などの集団での保健指導や歯科健康診査などについてもできる限り受診できるように配慮することが望まれます。

(1) 健康診査等を受けるために必要な時間の確保の回数等

事業主は、女性労働者から健康診査等を受けるための時間の確保についての申出があった場合は、原則として次の回数のとおり、必要な時間を確保できるようにしなければなりません。

イ 受診のために確保しなければならない回数

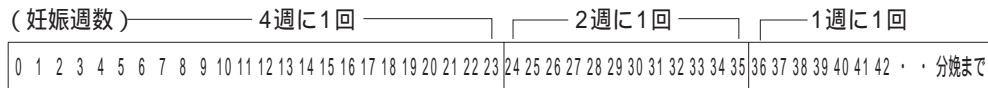
(イ) 妊娠中

妊娠23週までは4週間に1回

妊娠24週から35週までは2週間に1回

妊娠36週以後出産までは1週間に1回

- ただし、医師又は助産師（以下「医師等」といいます。）がこれと異なる指示をしたときは、その指示に従って、必要な時間を確保することができるようにしなければなりません。
- 「妊娠週数」は、最終月経の第1日目を基準にして最初の1週を0週として数えます。通常、女性労働者の担当の医師等が示してくれます（下図参照）。



- 通院のために必要な時間の申請は、原則として主治医等により妊娠が確定された後となります。

(ロ) 産後（出産後1年以内）

主治医等が健康診査等を受けることを指示したときは、その指示するところにより、必要な時間を確保することができるようにしなければなりません。

- 産後の経過が正常な場合は、通常、産後休業期間中である産後4週前後に1回、健康診査等を受けることとなっています。

しかし、産後の回復不全等の症状で、健康診査等を受診する必要がある女性労働者もいるので、その場合には、必要な時間を確保できるようにしなければなりません。

ロ 回数の数え方

- 「1回」とは、健康診査とその健康診査に基づく保健指導をあわせたものです。通常、健康診査と保健指導は同一の日に引き続き行われますが、医療機関等によっては健康診査に基づく保健指導を別の日に実施することもあります。この場合には、両方で1回とみなしますので、事業主は、女性労働者が健康診査を受診した日とは別の日に受ける保健指導についても、時間を確保することが必要になります。
- 「期間」は、原則として、受診日の翌日から数えて、その週数目の受診日と同じ曜日までです。例えば、「4週」の場合は、ある受診日が木曜日である場合、その週から数えて4週目に当たる週の木曜日までの期間をいいます。

事業主は、その期間内に次の通院時間を確保できるようにしなければなりません(下図参照)。



(2) 必要な時間の確保方法

女性労働者が健康診査等を受けるために必要な時間の付与方法（申請方法は書面か口頭かなど）や付与単位（半日単位か時間単位かなど）については、事業主が決めることとなりますが、決定に当たっては、労使で話し合うことが望まれます。

イ 必要な時間の与え方及び付与の単位

通院休暇制度を設ける場合には、個々の労働者によって、通院する医療機関等と勤務地との距離が異なったり、主治医等に指定される診察時間も一定ではないので、個々の事情に配慮し、通院に要する時間の単位は、融通をもたせるようにすることが望まれます。

例えば、半日単位、時間単位等でも取れるようにしておくといでしょう。

- 通院する医療機関等は、原則として、本人が希望する医療機関等としてください。

ロ 業務との調整等

健康診査等を受けるための通院日は、原則として女性労働者が希望する日（主治医等が指定した日）にしてください。

- 事業主が通院日を会社の休日又は女性労働者の非番日に変更させることや休日以外の申請を拒否することは原則としてできません。
- 事業主が業務の都合等により、やむを得ず通院日の変更を行わせる場合には、変更後の通院日は、原則として、女性労働者が主治医等に相談した上で本人が希望する日としてください。

八 通院休暇の申請手続

(イ) 申請に必要な事項

女性労働者が事業主に対して健康診査等に必要な時間を申請するに当たっては、通院の月日、必要な時間、医療機関等名、妊娠週数等を書面で申請することが望まれます。

申請様式としては、5頁の「健康診査・保健指導申請書」様式を参考にしてください。

(ロ) 申請に必要な書類

事業主は、妊娠週数又は出産予定日を確認する必要がある場合には、女性労働者の了承を得て、出産予定日証明書等の証明書類の提出を求めることができます。

- ただし、証明する書類として母子健康手帳を女性労働者に開示させることは、プライバシー保護の観点から好ましくありません。

(ハ) 申請時期

健康診査等に必要な時間の申請は、原則として事前に行う必要があります。ただし、事業主が、事後の申請について、遡って承認することを妨げるものではありません。

出産予定日が判明したら、早期に事業主に届け出るように、日頃から女性労働者に対し周知しておくことが必要です。また、妊娠したことを職場で言い出しやすい環境を日頃から作っておくことも望ましいことです。

健康診査・保健指導申請書

| | | | | | | | |
|-----|--------|------------|-----|-------|----------|------|-----|
| 所 属 | | | | | | | |
| 氏 名 | | | | 分娩予定日 | 年 月 日 | | |
| (1) | 医療機関等名 | 所在地 (電話番号) | | | 医療機関等初診日 | | |
| 1 | | | | | 年 月 日 | | |
| 2 | | | | | 年 月 日 | | |
| 3 | | | | | 年 月 日 | | |
| (2) | 申請日 | 通院する日・時間 | | | | 妊娠週数 | 承認印 |
| 1 | 月 日 | 月 日 | 時 分 | ~ | 時 分 | 週 | |
| | 月 日 | 月 日 | 時 分 | ~ | 時 分 | 週 | |
| | 月 日 | 月 日 | 時 分 | ~ | 時 分 | 週 | |
| | 月 日 | 月 日 | 時 分 | ~ | 時 分 | 週 | |
| | 月 日 | 月 日 | 時 分 | ~ | 時 分 | 週 | |
| | 月 日 | 月 日 | 時 分 | ~ | 時 分 | 週 | |
| | 月 日 | 月 日 | 時 分 | ~ | 時 分 | 週 | |
| | 月 日 | 月 日 | 時 分 | ~ | 時 分 | 週 | |
| | 月 日 | 月 日 | 時 分 | ~ | 時 分 | 週 | |
| | 月 日 | 月 日 | 時 分 | ~ | 時 分 | 週 | |

- (1) 2以降は医療機関等を変更した場合に、記入してください。
 (2) 医療機関等を (1)欄の番号で記入してください。

2 指導事項を守ることができるようにするための措置(法第13条関係)

妊娠中及び出産後の女性労働者が、健康診査等を受け、主治医等から指導を受けた場合は、その女性労働者が、受けた指導を守ることができるようにするために、事業主は、勤務時間の変更や勤務の軽減等の措置を講じなければなりません。

● 指導事項を守ることができるようにするための措置

事業主が講じなければならない措置は、次のとおりです。

妊娠中の通勤緩和

妊娠中の休憩に関する措置

妊娠中又は出産後の症状等に対応する措置

事業主において、これらの措置を決定した場合には、決定後速やかに女性労働者に対してその内容を明示してください。その際は、書面による明示が望ましいでしょう。

以下、それぞれの措置について詳しく説明していきます。

(1) 妊娠中の通勤緩和

交通機関の混雑による苦痛はつわりの悪化や流・早産等につながるおそれがあります。主治医等から通勤緩和の指導があった場合には、女性労働者の申出に基づき、事業主は、その女性労働者がラッシュアワーの混雑を避けて通勤することができるように通勤緩和の措置を講じなければなりません。

イ 電車、バス等の公共交通機関を使つての通勤の他、自家用車による通勤も通勤緩和の措置の対象となります。

ロ 措置の具体的内容としては、次のようなものが考えられます。

(イ) 時差通勤

- 始業時間及び終業時間に各々 30分～ 60分程度の時間差を設けること
- 労働基準法第32条の3に規定するフレックスタイム制度を適用すること

(ロ) 勤務時間の短縮

- 1日30～ 60分程度の時間短縮

(ハ) 交通手段・通勤経路の変更

- 混雑の少ない経路への変更

通勤時の交通事情は、労働者の居住地、会社の始業時刻等により様々に異なるので、妊娠中の女性労働者の健康状態や通勤事情を勘案して、措置内容を決定することが望ましいでしょう。

(2) 妊娠中の休憩に関する措置

主治医等から休憩に関する措置について指導があった場合には、妊娠中の女性労働者の申出により、事業主はその女性労働者が適宜の休養や補食ができるよう、休憩時間を長くする、回数を増やす等休憩に関して必要な措置を講じなければなりません。

イ 措置の具体的内容には、次のものが含まれます。

- (イ) 休憩時間の延長
- (ロ) 休憩回数の増加
- (ハ) 休憩時間帯の変更

- 妊娠中の女性労働者の状況に応じて、適宜、これらの措置を講じてください。

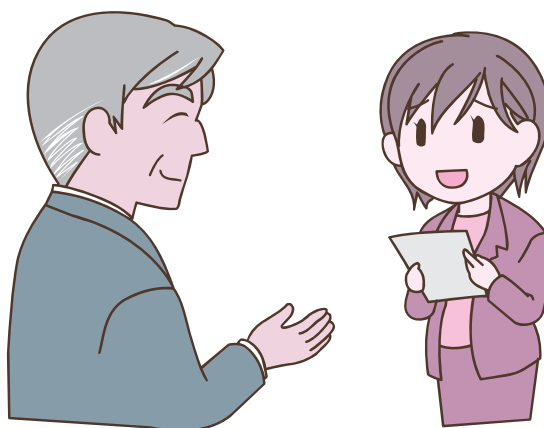
ロ 産業保健スタッフや機会均等推進責任者（31頁参照）との連携

休憩に関する措置を講じる場合は、妊娠中の女性の健康状態には個人差があり、また、作業内容も個々の女性労働者によって異なりますから、これらの状況を踏まえ、企業内の産業保健スタッフや機会均等推進責任者と相談して、措置を講じることが望まれます。

ハ その他

部屋の一部において休憩できるようにするため長椅子等を利用する場合は、つい立てを立てる等の工夫をすることが望まれます。

また、立作業に従事している妊娠中の女性労働者のそばに椅子を置くなどにより、休憩が取りやすいように工夫することが望まれます。



休憩場所を設ける場合には、妊娠中の女性労働者が臥床できる休憩室を設けることが望ましいでしょう。

(3) 妊娠中又は出産後の症状等に対応する措置

妊娠中又は出産後の女性労働者が、健康診査等の結果、主治医等からその症状等について指導を受け、それを事業主に申し出た場合には、事業主は主治医等の指導に基づき、その女性労働者が指導事項を守ることができるようにするため、作業の制限、勤務時間の短縮、休業等の措置を講じなければなりません。

イ 対象とする女性労働者の範囲

妊娠中及び出産後1年を経過していない女性労働者が対象となります。

ロ 措置の具体的内容としては、次のようなものが考えられます。

(イ) 作業の制限

〔例〕 ● 負担の大きい作業としては、

重量物を取り扱う作業

継続作業 6～8kg以上

断続作業 10kg以上

外勤等連続的歩行を強制される作業

常時、全身の運動を伴う作業

頻繁に階段の昇降を伴う作業

腹部を圧迫するなど不自然な姿勢を強制される作業

全身の振動を伴う作業 等

があり、これらの作業から、例えば、座作業、デスクワーク、負荷の軽減された作業への転換による負担の軽減

(ロ) 勤務時間の短縮

〔例〕 ● つわり、妊婦貧血（軽症）、妊娠浮腫（^{ふしゅ}軽症）等の症状に対応するため、主治医等の指導に基づき、例えば、1日1時間程度の勤務時間の短縮

(ハ) 休業

〔例〕 ● 妊娠^{おそ}悪阻、切迫流産等の症状に対応するため、主治医等の指導に基づき、症状が軽快するまで休業

主治医等の指導を的確に事業主に伝えることができるように、「母性健康管理指導事項連絡カード」が定められています。使い方は、12～15頁で詳しく説明します。

(4) 医師等の具体的な指導がない場合又は措置が不明確な場合の対応

通勤緩和、休憩に関する措置について、主治医等による具体的な指導がない場合や症状等に対応する措置について、その指導に基づく措置内容が不明確な場合にも、事業主は、主治医等と連絡をとり、判断を求める等適切な対応が必要です。

イ 医師等の具体的な指導がない場合

(イ) 「通勤緩和」及び「休憩に関する措置」については、通常、主治医等は妊娠中の女性労働者が通勤に利用する交通機関の混雑状況や職場における作業の状況を詳細に知り得ないことから、具体的な指導がないことがあります。その場合も、事業主はその女性労働者から通勤緩和や休憩に関する措置の申出があったときは、その通勤事情や作業状況を勘案し、適切な対応をとるようにしてください。

(ロ) 適切な対応の例示

女性労働者を介して、主治医等と連絡をとり、判断を求める。

企業内の産業医、保健師等の産業保健スタッフに相談し、判断を求める。

機会均等推進責任者へ相談し、判断を求める。

直ちに通勤緩和や休憩に関する措置を講じる。

ロ 医師等の指導に基づく措置が不明確な場合

(イ) 「妊娠中又は出産後の症状等に対応する措置」については、女性労働者の妊娠の経過に異常又はそのおそれがある場合であるので、担当の医師等の指導が不明確な場合には、事業主は、(ロ)で述べる具体的対応等を通して、必要な措置を講じなければなりません。

(ロ) 事業主がとるべき具体的対応

女性労働者を介して主治医等に連絡をとり、判断を求める。

企業内の産業保健スタッフに相談して、必要な措置を決める。

担当医や、産業保健スタッフが措置の判断を行う場合には、別表を参考にしてください。

(別表)

1 妊娠中の症状等に対応する措置

| | 症 状 等 | 措 置 内 容 |
|--------------------|--|---|
| つ わ り | 妊娠初期に現れる食欲不振、吐き気、胃の不快感、胃痛、嘔吐などの症状。一般に妊娠12週(第4月)頃に自然に消失するが多い。 | 悪臭がする、換気が悪い、高温多湿などのつわり症状を増悪させる環境における作業の制限 体重が1週間に2kg前後減少する場合、尿中ケトン体が陽性の場合、妊娠12週を過ぎても症状が軽快せずに残る場合 勤務時間の短縮 |
| 妊 娠 悪 阻 | つわりの強いもので食物摂取が不能になり、胃液血液等を混じた嘔吐が激しく全身の栄養状態が悪化する。脳症状(頭痛、軽い意識障害、めまいなど)や肝機能障害が現れる場合がある。 | 1週間に3~4kgの体重減少のある場合、尿中ケトン体が(2+)以上を示す場合、脳症状や肝機能障害(GOT、GPTが100IU/l以上)を示す場合 休業(入院加療) |
| 妊 婦 貧 血 | 妊娠中の血液量の増加により、血液中の赤血球数又は血色素量が相対的に減少するもので、顔色が悪い(蒼白い)、動悸、息切れ、立ちくらみ、脱力感などの症状が現れる場合がある。 | 血色素量が9g/dl以上11g/dl未満の場合 負担の大きい作業の制限又は勤務時間の短縮 血色素量が9g/dl未満の場合 休業(自宅療養) |
| 子 宮 内 胎 児 発 育 遅 延 | 子宮内において胎児の発育が遅れている状態。 | 胎児の推定体重が正常の発育曲線の正常限界より小さい場合 負担の大きい作業の制限、勤務時間の短縮 又は休業(自宅療養又は入院加療) |
| 切 迫 流 産 (妊娠22週未満) | 流産しかかっている状態。出血、褐色のおりもの、下腹部の痛み、下腹部の張りが徴候となる。 | 休業(自宅療養又は入院加療)注)1 |
| 切 迫 早 産 (妊娠22週以降) | 早産しかかっている状態。出血、下腹部の痛み、下腹部の張り(周期的又は持続するもので、安静にしても治らないもの)、破水感、自覚する胎動の減少などが徴候となる。 | 休業(自宅療養又は入院加療)注)1 |
| 妊 娠 浮 腫 (むくみ) | 起床時などに、下肢、上肢、顔面などに次のようなむくみが認められ、かつ1週間に500g以上の体重増加がある場合。妊娠後半期(妊娠20週以降)に生じやすい。 〔 下肢:すねのあたりを指で押すと陥没する。 上肢:手指のこわばり。はればつたい。指輪がきつくなる。 顔面:額を指で押すと陥没する。まぶたがはればつたい。〕 | 軽症(浮腫が全身に及ばない)の場合 負担の大きい作業、長時間にわたる立作業、同一姿勢を強制される作業の制限又は勤務時間の短縮 重症(浮腫が全身に及ぶ)の場合 休業(入院加療) |
| たん 白 尿注)2 | 尿中に蛋白が現れるもので、ペーパーテストにより検査する場合は連続して2回以上陽性の場合を、24時間尿で定量した場合は、300mg/日以上を、蛋白尿陽性という。 | 軽症(300mg/日以上、2g/日未満)の場合 負担の大きい作業、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限又は勤務時間の短縮 重症(2g/日以上)の場合 休業(入院加療) |
| 高 血 圧注)2 | 自覚症状として、頭痛、耳鳴り、ほてりなどが生ずることもあるが、自覚されないことも多いので、定期健診時、職場、家庭等で血圧を測定することが必要である。高血圧が認められたら数時間安静後再検して確認する。 | 軽症(最高血圧140mmHg以上160mmHg未満又は最低血圧90mmHg以上110mmHg未満)の場合 負担の大きい作業、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限又は勤務時間の短縮 重症(最高血圧160mmHg以上又は最低血圧110mmHg以上)の場合 休業(入院加療) |

| | 症 状 等 | 措 置 内 容 |
|---------------------|--|---|
| 妊 娠 前 から 持っている病気 | 妊娠により症状の悪化が見られるもの ……注) 3 | 負担の大きい作業の制限、勤務時間の短縮又は休業(自宅療養又は入院加療) |
| 妊娠中にかかり やすい病気 | | |
| | 下肢や陰部の静脈がふくれあがったもので、 痛み、歩行困難などが生ずることがある。妊 娠後半期に起こりやすい。 | 症状が著しい場合 長時間にわたる立作業、同一姿勢を強制さ れる作業の制限又は横になっての休憩 |
| | 外痔核の腫れによる痛みや排便痛、排便時出 血。 | 症状が著しい場合 長時間にわたる立作業、同一姿勢を強制さ れる作業の制限又は横になっての休憩 |
| | 子宮の増大、重心の前方移動、ホルモンの影 響等により生ずる腰部の痛み。 | 症状が著しい場合 長時間にわたる立作業、腰に負担のかかる 作業又は同一姿勢を強制される作業の制限 |
| | 細菌感染等による膀胱の炎症。尿意が頻繁と なり排尿痛や残尿感がある。 | 症状が著しい場合 負担の大きい作業、長時間拘束される作業 又は寒い場所での作業の制限 高熱を伴った腎盂・膀胱炎の場合 休業(入院加療) |
| 多 胎 妊 娠 | 複数の胎児が同時に子宮内に存在する状態。 切迫流早産や子宮内胎児発育遅延を起こしや すい。 | 双胎の場合 妊娠26週以降、必要に応じ、負担の大き い作業の制限又は勤務時間の短縮 三胎以上の場合 特に慎重な管理を必要とする ……注) 4 |

2 産後の症状等に対応する措置

| | 症 状 等 | 措 置 内 容 |
|---------|-----------------------------|-----------------------------------|
| 回 復 不 全 | 産後長期にわたって全身状態の回復が不良な もの。 | 負担の大きい作業の制限、勤務時間の短縮又 は休業(自宅療養) |

注) 1 前回流早産したことがある場合はより慎重な管理が必要である。

注) 2 妊娠20週以降、分娩後12週までに高血圧が見られる場合、または高血圧に蛋白尿を伴う場合のいずれかで、且つこれらの症候が偶発合併症によらないものを「妊娠高血圧症候群」といい、母体および胎児・新生児にいろいろな悪影響を及ぼすので、早期発見、早期治療が大切である。

注) 3 例えば心臓病、腎臓病、高血圧、糖尿病、ぜんそく、膠原病、甲状腺疾患などは、妊娠により症状が悪化する恐れがある。

注) 4 双胎の平均分娩週数は妊娠36週であり、三胎以上はより早い。その10週間前からの慎重な管理は、切迫流早産や子宮内胎児発育遅延の予防にとって重要である。

双胎の中には、種類によって胎児予後が悪くなるものがあるので、診断確定のため妊娠初期に数回通院検査の必要がある場合がある。

(5) 母性健康管理指導事項連絡カードの利用

仕事を持つ妊産婦が主治医等から通勤緩和や休憩などの指導を受けた場合、その指導内容が事業主に的確に伝えられるようにするため、「母性健康管理指導事項連絡カード」(以下「母健連絡カード」といいます。)を利用してください。(母健連絡カードの様式は14・15頁を参照。)

女性労働者からこのカードが提出された場合、事業主はカードの記載内容に応じた適切な措置を講じる必要があります。

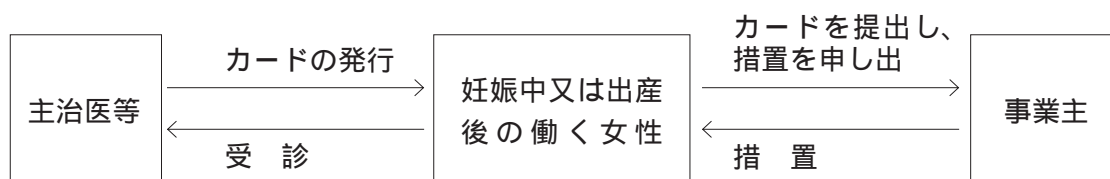
イ 「母健連絡カード」の趣旨

事業主が、妊娠中及び出産後の女性労働者に対して、母性健康管理の措置を適切に講じるためには、主治医等による指導事項の内容が事業主に的確に伝達され、講ずべき措置の内容が明確にされることが最も重要です。

このため、「妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針」に「母健連絡カード」の様式が定められています。

ロ 「母健連絡カード」の使用方法

- (イ) 主治医等は、妊娠中又は出産後の働く女性に対して、健康診査等の結果、通勤緩和や勤務時間短縮等の措置が必要であると認められる程度の指導事項がある場合、母健連絡カードに必要な事項を記入して渡します。(、)
- (ロ) 妊娠中又は出産後の働く女性は、事業主にこの母健連絡カードを提出して、措置を申し出ます。()
- (ハ) 事業主は、母健連絡カードの記入事項に従って通勤緩和や勤務時間短縮等の措置を講じます。()



「母健連絡カード」については、

14・15頁のカード様式をコピーして使うことができます。

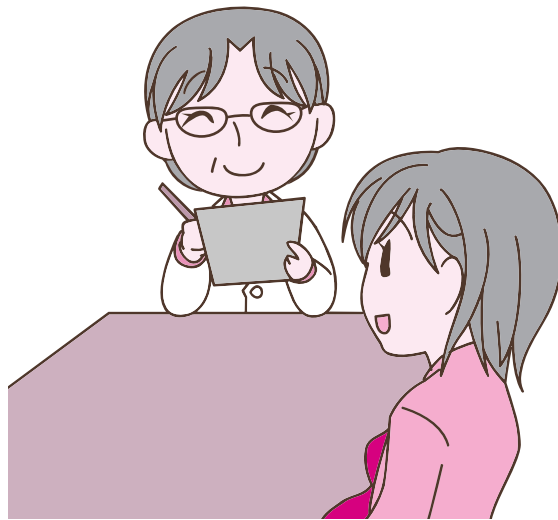
厚生労働省ホームページ (<http://www2.mhlw.go.jp/topics/seido/josei/hourei/20000401-25-1.htm>) からダウンロードすることができます。ほとんどの母子健康手帳に様式が記載されているので、それをコピーして使うことができます。

不明な点は各都道府県労働局雇用均等室へお問い合わせください。

八 「母健連絡カード」の提出がない場合の対応

カードはあくまでも主治医等の指導事項を事業主に的確に伝えるためのものです。

したがって、カードの提出がない場合でも、女性労働者本人の申出等からその内容等が明らかであれば事業主は必要な措置を講じる必要があります。また、その内容が不明確な場合には、事業主は女性労働者を介して主治医等と連絡をとり、判断を求める等適切な対応が必要です（9頁参照）



個人の健康状態に関する情報は、個人のプライバシーに属するものであるため、母性健康管理の措置の実施に当たっては、母健連絡カードの取扱いや保管方法等についてプライバシーの保護に充分留意しなければなりません。

(表)

母性健康管理指導事項連絡カード

平成 年 月 日

事業主 殿

医療機関等名

医師等氏名

印

下記の1の者は、健康診査及び保健指導の結果、下記2～4の措置を講ずることが必要であると認めます。

記

1 氏名等

| | | | | | | | |
|----|--|------|---|-------|---|---|---|
| 氏名 | | 妊娠週数 | 週 | 分娩予定日 | 年 | 月 | 日 |
|----|--|------|---|-------|---|---|---|

2 指導事項（該当する指導項目に○を付けてください。）

| 症 状 等 | | 指 導 項 目 | 標 準 措 置 |
|---------------------------------|-------------------|---------|---|
| つわり | 症状が著しい場合 | | 勤務時間の短縮 |
| 妊娠悪阻 | | | 休業（入院加療） |
| 妊婦貧血 | Hb9g/dl以上11g/dl未満 | | 負担の大きい作業の制限又は勤務時間の短縮 |
| | Hb9g/dl未満 | | 休業（自宅療養） |
| 子宮内胎児発育遅延 | 軽 症 | | 負担の大きい作業の制限又は勤務時間の短縮 |
| | 重 症 | | 休業（自宅療養又は入院加療） |
| 切迫流産（妊娠22週未満） | | | 休業（自宅療養又は入院加療） |
| 切迫早産（妊娠22週以後） | | | 休業（自宅療養又は入院加療） |
| 妊娠浮腫 | 軽 症 | | 負担の大きい作業、長時間の立作業、同一姿勢を強制される作業の制限又は勤務時間の短縮 |
| | 重 症 | | 休業（入院加療） |
| 妊娠蛋白尿 | 軽 症 | | 負担の大きい作業、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限又は勤務時間の短縮 |
| | 重 症 | | 休業（入院加療） |
| 妊娠高血圧症候群（妊娠中毒症） | 高血圧が見られる場合 | 軽 症 | 負担の大きい作業、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限又は勤務時間の短縮 |
| | | 重 症 | 休業（入院加療） |
| | 高血圧に蛋白尿を伴う場合 | 軽 症 | 負担の大きい作業、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限又は勤務時間の短縮 |
| | | 重 症 | 休業（入院加療） |
| 妊娠前から持っている病気（妊娠により症状の悪化が見られる場合） | 軽 症 | | 負担の大きい作業の制限又は勤務時間の短縮 |
| | 重 症 | | 休業（自宅療養又は入院加療） |